

平成25年春日市6月定例会

最終日採決

賛成討論

11番 榊 朋之です。

本日は、今議会に上程されている、第51号議案「春日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」賛成の立場から討論を行います。

当議案は、私が今更申し上げるまでも無く、今年度当初より国からの「国家公務員の時限的な給与削減に合わせる形で、地方公務員の給与の引き下げを求め、その財源措置として地方交付税の削減を行なう」とした一連の措置に対応したものであります事は、皆様ご周知の通りでございます。3月定例会の際にも申し上げましたが、この措置に関しましては、これを非難する言葉を探すにしても、正に枚挙に暇も無いほどに、今回のこの国のやり口は只々呆れるばかりの愚挙であり、そこに何の正当性も見出せない物であると私は考えております。中央集権を振りかざし、憲法にも保障された地方自治の大原則を犯すどころか、意思決定機関である地方自治体の存在

意義すら否定し、これまで幾多の紆余曲折を経たうえで積み上げられてきた人勸等制度や、良好な関係を保つべく努力を重ねてきた労使関係にまで水を差し、加えて地方自治体と市民との信頼関係にまで支障をきたしかねない踏み絵を迫る行為は、敢えて蛮行であると断じざるを得ません。「震災復興の為、国民全体で負担を」と謳っておきながら、地方交付税の不交付団体には何も措置がないであろう事や、そもそもそれを地方公務員にのみ押し付けると言った手法に一切の整合性などなく、また現政権の他の経済政策とも全く乖離した政策であります事から、この決定がただ単に、国家公務員に対する給与削減のガス抜きのための措置であります事は火を見るよりも明らかであります。そうした理不尽な要求を、正に切齒扼腕せつしやくわんの想いで上程に至った市長ならびに執行部の想いは、今議会並びに委員会の席においても幾度となく示されたものであり、審議を行う我々も同様の想いであります。当然、今回の国の措置が今年度に限った措置であるならば、要求自体が横暴である以上、これを無視し、一般会計の執行残で削減分を補う事は十分に可能であり、その方策は執行部においても検討がなされたものです。しかしながら、国は、今年度の当初予算により示された減額分のみならず、特別交付税や、あ

ろうことか来年度以降の地方交付税の減額までちらつかせると言う暴挙にも言及いたしております。委員会の席においても、再三再四にわたって、当然こういった措置が「今後の事である」、と言う憶測の域を出ないものではありませんが、これが揣摩臆測しまおくそくや流言飛語りゅうげんひごの類でない事は執行部と重ねて確認を致しております。国との取りつく島の無い僅かな交渉の際にも、何度も国より「ペナルティ」なる地方自治体にすれば何の根拠もない、まるで言いがかりのような言葉が出ております事も、明らかにこれを示唆したものであろうことは十分に推測できます。当然、こういった措置が取られない可能性はあり得ます。しかし、今回の場合、仮に国がその措置を講じた際には、その影響は複数年に渡り、市民生活に多大な悪影響が出る事も予測され、正に取り返しのつかないことになる可能性もあり、執行部がその危険性を最小限に食い止めるべく、この判断に至った過程の泣斬馬護きゅうざんばしょくな思いは十分に理解できます。先ほども申し上げましたが、地方公務員にのみ、こうした負担を強いる行為や要求自体がそもそも不当であり、春日市の職員やその家族が、何等非が無いのにも関わらず、こういった理不尽な要求の矢面に立たされ生活の安寧を脅かされる事に対しましては、大変遺憾であり、市長や執行部同

様に正に忸怩たる思いであります。さりとて、ここでは敢えて、今後の春日市11万市民の生活の安定を思い、公職に殉ずる大義を以て、この困難を受け入れて頂くべく、唯々お願いを申し上げるのみであります。今まさに、今後の春日市民の生活が人質に取られ、地方公務員の給与と天秤にかけられております。こうした状況下にあつては、国のこの悪辣なやり方に対して強く義憤の念を抱きつつも、何よりも私共議員が第一義的に守るべきは市民生活であるとの信義に照らし、断腸の思いではありますが、私はこの第51号議案に賛成をさせていただきます。

皆様よろしくご審議のほどお願いいたします。